

# 豊田市再生可能エネルギー導入指針

## ～「再生可能エネルギーのふるさととよた」を目指して～

### 1 指針策定の背景とねらい

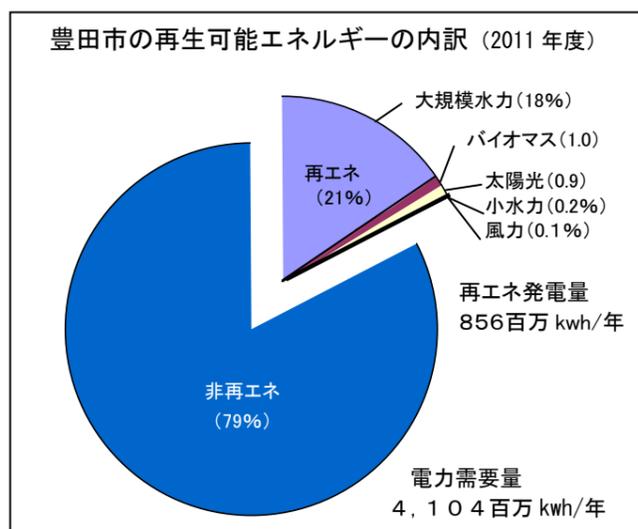
本市は平成21年3月に国から環境モデル都市に選定され、「活力ある低炭素都市」の実現に取り組んでいますが、平成23年3月の東日本大震災以降、環境やエネルギーを取り巻く社会環境は大きく転換点し、「再生可能エネルギーをいかに活用するか」は社会全体の課題となっています。

この指針は、本市の再生可能エネルギー導入の方向性を明らかにし、今後の施策の方向性を示すものです。

### 2 再生可能エネルギーの現状

本市の再生可能エネルギーの現況は、大規模な水力発電を含めると全体の21%で、全国平均の9%に比較して約2倍となっています。また、太陽光、風力、小水力、バイオマスの割合は全体の2.2%に過ぎませんが、これも全国平均の2倍となっています。

これは、本市が早くから住宅用太陽光発電購入補助や稲武地区での風力発電所整備、渡刈清掃工場でのバイオマス発電導入などに取り組んできた成果といえます。



### 3 再生可能エネルギー導入の可能性

環境省が2010年度に全国で実施した調査によると、本市の再生可能エネルギー導入可能量は全体で年間約16億kwh、うち太陽光が最も多く7.7億kwh、次いで風力発電が6.7億kwh、小水力が1.6億kwhです。

地区別で見ると太陽光は市内全域、風力は下山地区、小水力は河川部では稲武、足助、旭地区、農業用水路では小原、猿投、上郷地区での導入可能性が高くなっています。

### 4 再生可能エネルギーの導入に向けて

本市は、将来にわたり持続可能で「安全・安心な自立した都市」を形成するために、これまでの取組を活かし、地域の活性化を図りながら地域の資源である再生可能エネルギーを積極的に導入することにより、エネルギーの地産地消と多様性を確保していきます。

### 5 再生可能エネルギーの導入目標の設定

政府のエネルギー環境戦略、本市の環境モデル都市アクションプランを踏まえ、目標年次を2030年(平成42年)とし、再生可能エネルギーの導入可能量を踏まえ、目標割合を全体の30%とします。

<目標年次2030年(平成42年)>

☆目標値:再生可能エネルギー導入率

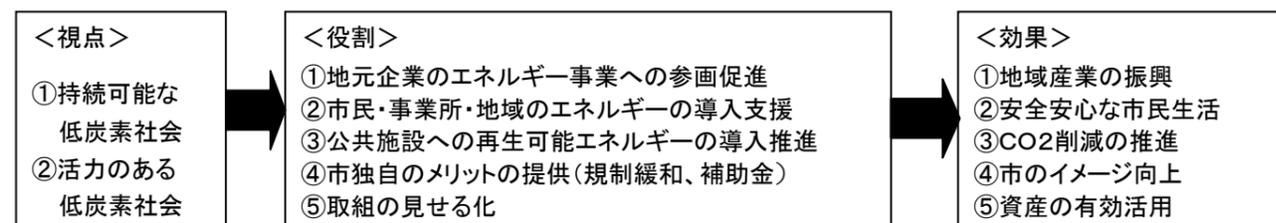
(2011年度) 21%

30%を目指す

### 6 目標を達成するための市の役割

本指針では、2つの視点に基づき、市が5つの役割を果たすことにより、市民・企業と共働して再生可能エネルギーの導入に取り組み、事業効果の最大化を図ることを目指します。

### (1)取組の全体



### (2)市が実施する施策の方針

#### ①地元企業の再生可能エネルギー事業への参画促進

- ・市は、再生可能エネルギーによる発電や関連する製品の製造、施工、メンテナンスを行う地域の事業者を育成、支援します。
- ・市は、地元企業の技術の活用と地域の事業者の再生可能エネルギー事業への参画を促進します。

#### ②市民・事業所・地域の再生可能エネルギーの導入支援

- ・市は、「とよたエコファミリー制度」を拡充し、市民の再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ・市は、「(仮称)とよた再エネ促進サポーター制度」を導入し、民間施設の屋根や土地の活用を促進します。
- ・市は、地域が地域活性化のために再生可能エネルギーを活用する活動を積極的に支援します。

#### ③公共施設・市有地への再生可能エネルギーの導入推進

- ・市は、新たに整備する公共施設に太陽光、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- ・市は、既設の公共施設の屋根や未利用地を地域のエネルギー事業者を提供し、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・市は、災害時に公共施設で再生可能エネルギーが自立電源として活用できるよう施設整備に努めます。

#### ④市独自のメリットの提供

- ・市は、地域活性化総合特区を活用し、規制緩和や、企業への利子補給、人材育成等を展開します。
- ・市は、企業や大学等と進めている「豊田市低炭素社会システム実証プロジェクト」で得られた成果を、市民や市内企業に幅広く提供します。

#### ⑤取組の見せる化

- ・市は、ホームページや「低炭素社会モデル地区」を活用し、広く市内外に取り組みの「見せる化」を図ります。

### 7 再生可能エネルギーの導入の推進に向けて

地域の資源である再生可能エネルギーは、地域の力で、地域の活性化のために活用する必要があります。豊田市は、本指針に基づき、その推進に必要な事業を第7次総合計画後期実践計画事業及び次期環境モデル都市アクションプランに位置づけ、国の支援制度や、民間活力の活用を踏まえ確実に事業を実施します。

### 8 推進体制

市は、本指針に基づく事業を推進するために、市長、副市長、関係部長等で組織する「環境モデル都市推進本部(本部長:市長)」において、具体的な施策の検討、事業の進捗管理と評価等を実施します。また、商工会議所や市内の関連企業、団体と十分に連携して事業を推進します。